



# 「究極(一石三鳥)の相続対策」& 「遺言書はなぜ、遺留分侵害するのか？」

日時 2019年 4月 11日(木)

受講料 15,000円※各種会員割引あり  
(資料代・税込)

14:00～16:00 (受付開始は30分前です)

会場 TAP高田馬場

定員 60名

## 講師紹介



やまぐち たかし  
**山口 隆志 氏**

タウンエステート協同組合  
専務理事・不動産鑑定士

千葉県南房総市生まれ。

昭和43年にビル管理会社「三笠ビルサービス(株)」を設立。

昭和49年に不動産会社「(株)山口地所」を設立。

昭和63年にビル管理会社を不動産鑑定会社「(株)山口地所鑑定センター」に社名変更。

(社)日本不動産鑑定協会の理事を3期経験。

平成2年にタウンエステート協同組合を設立し、不動産のコンサル業務を手掛け、

専門家(弁護士1名、税理士5名、不動産鑑定士19名、司法書士2名他)が業務を実施している。

## 講座内容

### 第1部 「究極(一石三鳥)の相続対策」

個人所有の賃貸物件(10年以上経過)を同族法人に売却し、その資金で更に賃貸物件を建築し、固定収入の確保を図る方を提案。その結果、概算相続税の軽減化▲50%～▲70%、長期譲渡所得税の軽減化20%が4%。

- (1) 軽減化対策の第一弾(10年以上所有していた賃貸物件を売却)
- (2) 軽減化対策の第二弾(売却資金で新たに賃貸建物を建築・賃貸)
- (3) 無対策は、財産を減らす
- (4) 具体的な相続対策方法 (5) 実例の紹介 (6) 地主へのアプローチ

### 第2部 「遺言書はなぜ、遺留分侵害するのか？」

遺言者は、相続発生後に相続人の争いを回避する為に遺言書を作成している。相続後遺留分侵害の訴訟が提訴されているが、その原因と対策を提案。

- (1) 遺言書の種類
- (2) 法定相続分・遺留分の権利者・遺留分の率・遺留分の算定方法
- (3) 公正証書遺言の推移及び審判・調停事件数 (4) 公証役場及び遺言者は時価を判定しているか
- (5) 相続税の申告と遺留分の時価 (6) 遺言書はなぜ、遺留分侵害するか
- (7) 遺留分侵害判定ソフト

#### 会員割引

- ※1 無料:東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
- ※2 20%off: TAP実務家クラブ会員

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡

TAP 実務セミナー 🔍

